

百二条第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「著作権法第三十条第一項(同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)」と「新法第二百十九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは、「録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(著作権又は著作隣接権の目的となつていているものに限る)」であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されいるもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)とする。

(関係事業者の措置)

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

平成二十四年六月二十七日

御名 御璽

内閣総理大臣 野田 佳彦
内閣総理大臣 平野 博文

法律第四十四号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三節 支援措置(第十三条—第十五条)を「第三節 支援措置(第十三条—第十六条)」

「第一節 経営基盤強化の支援(第十六条—第十八条)」
「第二節 新技術を利用して事業活動の支援(第十九条—第二十四条)」
十一条「第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第二十五条—第三十一条)」を

「第一節 新技術を利用した事業活動の支援(第二十二条—第二十七条)」

「第二節 地域資源を利用して行う事業環境の整備(第二十八条—第三十四条)」に、「第三十三

条—第三十八条」を「第三十六条—第四十一条」に、「第三十九条」を「第四十二条」に改める。
第二条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中(第二十五条)を(第二十八条)に、「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外國の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者又は組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

(運用上の配慮)

第九条 新法第二百十九条第三項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集を他のインターネットを利用して行う行為が不可能な限り制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)
第十条 新法第二百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘査し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

(検討)

第三条第二項第三号イ(1)中「第四章第二節」を「第四章第一節」に改め、同号口中「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。
第九条第一項中「この節」の下に「、第三章第三節、第三十九条第一項第三号」を「が行う経営革新に関するものを」の下に「、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共にで経営革新を行おうとする場合にあつては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共にで行う経営革新に関するものを」を加える。

第五条第一項中「限る」の下に「、以下同じ」を「計画」の下に「複数の中小企業者がそれらの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共にで異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共にで行う異分野連携新事業分野開拓に関するものを含む」を加え、同条第二項第一号中「中小企業者」の下に「(複数の中小企業者がそれらの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共にで異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。)」を「特定非営利活動法人をいう」の下に「。第二十条において同じ。」を加える。

第十三条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「あつては」を「あつては」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「従つて」を「従つて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の表第三条第一項の項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金(以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」と「四億円」とあるのは「六億円(異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と「二億円」とあるのは「四億円(異分野連携新事業分野開拓事業資金)」といふ。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」とする。第十三条第二項中「従つて」を「従つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険(以下「海外投資関係保険」という。)の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と「四億円」とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と「二億円」とあるのは「三億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と「四億円」とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と「二億円」とあるのは「一億円」とする。